

## 和光市内循環バス見直しに伴う、運行事業者選定について

### 1. 事業選定の方針等について

令和5年10月の運行見直しを予定している和光市内循環バス（以下「循環バス」という。）について、ワゴン車及びマイクロバス程度の車両での運行を予定している2路線について運行事業者を選定する。

当該選定にあたっては、価格面だけではなく、業務実施体制や安全性対策、利用者サービス等について総合的な判断が求められる。

そこで、プロポーザル方式による事業者選定により、総合的な評価により事業者選定を行うこととした。

### 2. 選定のスケジュール

当該プロポーザル審査における主なスケジュールは下記のとおり

・実施要領等の公表・配布	令和5年4月10日
・参加表明書提出期限	令和5年4月24日
・提案書等提出期限	令和5年5月10日
・審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和5年5月17日

※事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング終了後、同日中に選考委員会による選考会議を行い、優先交渉権者を決定する。

### 3. 事業者審査

当該プロポーザル審査における審査事項は下記のとおり

- ①書類審査
- ②プレゼンテーション及びヒアリング審査

事業者が提出した提案書類を元に選考委員が採点をするとともに、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、事業者による詳細な説明や選考委員による質疑を行い、総合的な審査を行う。

### 4. 優先交渉権者の決定

当該プロポーザルへの参加を表明した事業者は1者であった。和光市内循環ワゴン車等運行事業者選定プロポーザル実施要領に基づき、参加者が1者であっても、当該事業者の評価点数が合計の6割未満であった場合は優先交渉権者として決定しないこととした。

採点の結果、選考委員の評価点数の合計点数が満点の6割以上であったため、下記の事業者を優先交渉権者として決定することとした。

□優先交渉権者

事業者名：株式会社和光輸送

代表取締役 佐藤二三江

住 所：和光市下新倉五丁目5番26号

採点結果：481点/600点（選考委員の評価点数の合計が満点の8割）

#### 5. 協定締結及び運行開始に向けたスケジュール等

- ◆企画提案書等をもとに、ワゴン車両等の運行概要について詳細を検討  
※必要に応じて、試走等の現地確認等も実施する。
- ◆運行概要や運行経費等について協議が完了次第、協定を締結
- ◆運行の開始に向けた、運輸局への申請書類等の準備及び申請提出  
※道路運送法第21条に基づく、実証運行としての申請を予定
- ◆上記のほか、令和5年10月からの循環バスの運行開始に向けた調整等を実施